

医療機関コード	
保険医療機関名	

令和5年7月1日現在

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書

区分	項目	患者からの徴収額（消費税を含む）	
	医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療		
	検査	・ α -フェトプロテイン(AFP) 患者からの徴収額(円)	
		・癌胎児性抗原(CEA) 患者からの徴収額(円)	
		・前立腺特異抗原(PSA) 患者からの徴収額(円)	
		・CA19-9 患者からの徴収額(円)	
	リハビリティ	・心リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)	
		・心リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)	
		・脳リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)	
		・脳リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)	
		・脳リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)	
		・廃用リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)	
		・廃用リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)	
		・廃用リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)	
		・運リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)	
		・運リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)	
		・運リハ(Ⅲ) 患者からの徴収額(円)	
		・呼リハ(Ⅰ) 患者からの徴収額(円)	
		・呼リハ(Ⅱ) 患者からの徴収額(円)	
		精神科専門療法	・ショート・ケア(大) 患者からの徴収額(円)
			・ショート・ケア(小) 患者からの徴収額(円)
			・デイ・ケア(大) 患者からの徴収額(円)
	・デイ・ケア(小) 患者からの徴収額(円)		
	・ナイト・ケア 患者からの徴収額(円)		
	・デイ・ナイト・ケア 患者からの徴収額(円)		

[記載上の注意]

- ・保険外併用療養費の報告を行っている「区分」欄に「○」を記入し、「患者からの徴収額」欄に金額を記入すること。